

狩猟税の個人道民税に関する証明方法に マイナンバーを利用した方法が加わりました！

「マイナンバー（個人番号）に関する届出書」を

登録申請の1ヶ月前までに提出した場合、

「個人道民税に関する証明書」は、**添付不要**です。

番号法の施行により、狩猟税の税率適用に関する確認のためマイナンバー（個人番号）の届出をいただいた場合、各総合振興局等において道府県民税所得割の状況を確認できるようになることから、従前提出いただいていた「個人道民税に関する証明書」の提出は不要となりました。

登録申請の際に添付していただく書類（詳しくは、裏面をご覧ください）

【マイナンバーを利用しない場合】

従前どおり「個人道民税に関する証明書」を狩猟者登録申請書に添付し、提出してください。

【マイナンバーを利用する場合】

1 今後の登録申請についても利用する場合

初年度のみ「マイナンバー（個人番号）に関する届出書」の提出と、
マイナンバー証明書類及び本人確認書類の提示をしてください。

2年目以降は、届出書の添付が省略できます。

（初年度に提出された届出書で情報の確認をします。変更等があった場合は、届け出てください。）

2 今回の登録申請に限り利用する場合

初年度は、「マイナンバー（個人番号）に関する届出書」の提出と、マイナンバー証明書類
及び本人確認書類の提示をしてください。

2年目以降も届出書の提出は必要ですが、変更がない場合、証明書類等の提示は省略できます。

マイナンバーの利用は、
「狩猟者登録の申請者」と
「道府県民税所得割の納税義務者」が
同一の時に限ります！

※ 注意 ※

マイナンバー（個人番号）による道府県民税所得割の状況確認については、マイナンバー（個人番号）の届出から約1ヶ月かかります。利用する場合は、登録申請の約1ヶ月前までに「マイナンバー（個人番号）に関する届出書」を提出してください。

詳しくは、最寄りの総合振興局又は振興局の窓口へお問合せください。

【道税ホームページアドレス】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>

マイナンバー（個人番号）の利用ができる場合

マイナンバー（個人番号）では、
申請者本人の情報しか確認できないため、

**「個人道民税に係る証明書」で
「1」に該当していた方
に限り利用できます。**

「2」の方は、
マイナンバー（個人番号）で
確認できる情報では足りないため、
利用できません。

個人道民税に係る証明書（抜粋）

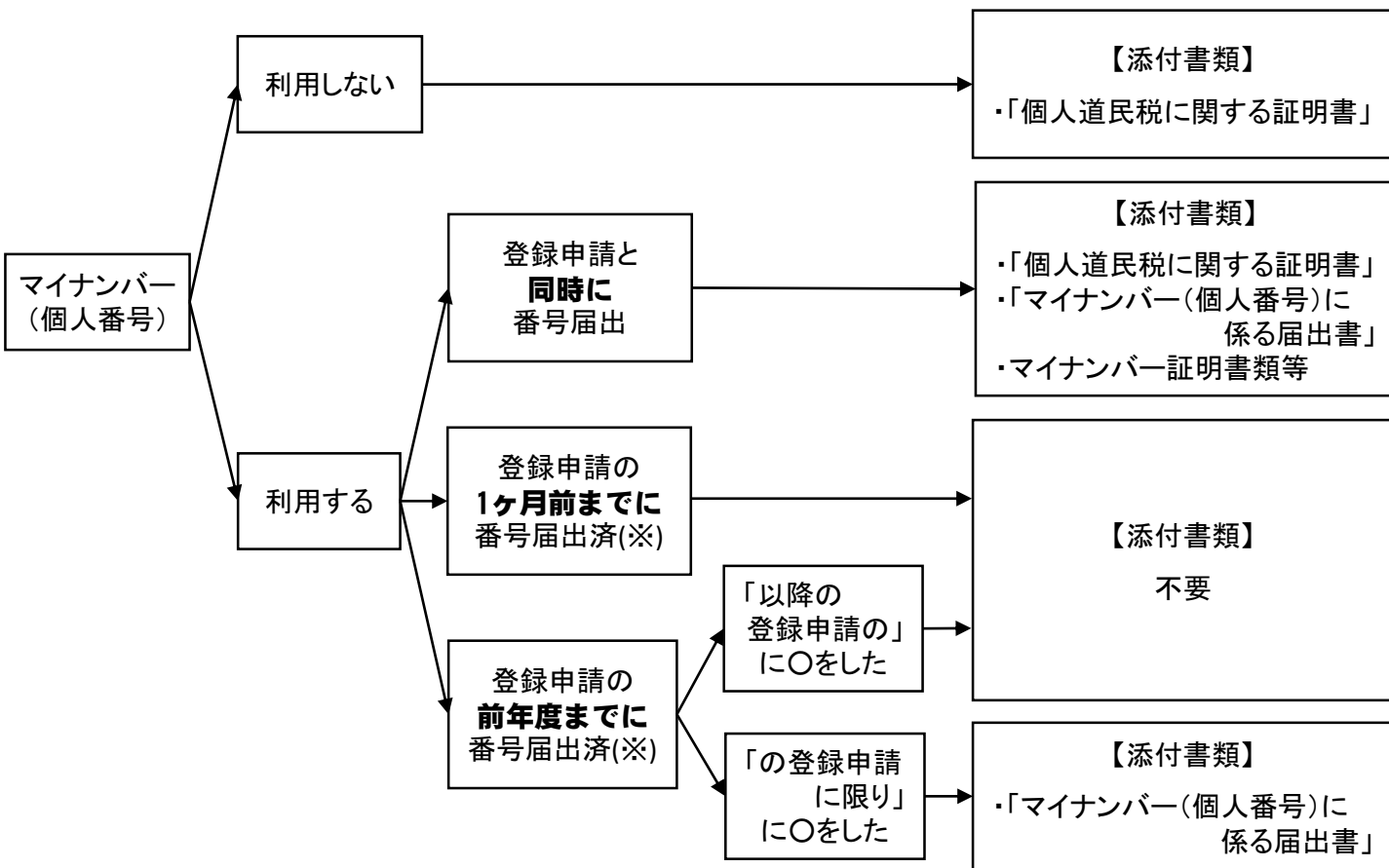
狩猟税の適用税率について必要がありますから、次の事項について証明願います。

記

1 申請者は、年度の個人道民税の所得割額を納付することを要しないものである。

2 申請者は、個人道民税の納税義務者の扶養親族に該当し、当該納税義務者は年度の個人道民税の所得割額を納付することを要しないものである。

登録申請の際に添付していただく書類



※ マイナンバー（個人番号）に変更があった場合は、
改めて「マイナンバー（個人番号）に係る届出書」の提出とマイナンバー証明書類等の提示をしてください。

【マイナンバー証明書類等について】 ア～ウのいずれか又はその写しにより確認を行います。

	＜ マイナンバー証明書類 ＞		＜ 本人確認書類 ＞
ア	個人番号カード（顔写真入りのプラスチック製カード）		
イ	通知カード	+	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券 ・身体障害者手帳 ・狩猟・空気銃所持許可証 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書
ウ	個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書	+	等